

日本医学哲学・倫理学会の後援等に関する内規

(2022年3月29日理事会決定)

1. 趣旨

他の学会や研究会その他の学術団体等が主催の研究大会やシンポジウム等のイベントに関して、本学会に対して後援・協賛・共催・協力（以下、後援等）の依頼があった場合の承認の手続きと基準について本内規で定める。

2. 承認手続き

(1) 後援

学会に後援依頼があった場合、組織運営委員会において承諾の可否を検討し結果を会長に報告する。理事会には事後報告でも可能とする。開催後3か月以内に所定の様式の事後報告書の提出を求める。提出のない場合には、提出を督促する。

(2) 共催・協賛・協力（以下、共催等）

何らかの資金援助や人的な協力などが伴う共催や協賛や協力に関しては共同の責任や義務が生じる可能性があるため、会長及び副会長及び事務局長及び組織運営委員長で検討した回答案を理事会のメーリングリストで諮り承認を得るものとする。その案に対し理事より承諾の可否に疑義の意見が出された場合には、理事会（ウェブ理事会も含む）でその都度、審議し可否を決定する。共催・協賛に関しては事後報告書に加え開催後半年以内に所定様式の予算の収支報告書の提出を求める。

3. 会員への報告

学会の共催や後援等を行った場合には、ニューズレターもしくは学会ホームページにおいて後援等を行ったイベントについて会員に周知する。

4. 後援等の承諾の可否の基準

以下の基準や項目を確認し、総合的に考慮して承諾の可否を判断するものとする。

(1) 共通の確認事項（いずれの要件も満たすものであること）

- ①主催者や構成員が反社会的勢力・団体にかかわるものではないこと。
- ②営利目的のイベントではなく、学術的要素があること。
- ③特定の宗教的宣伝や政治団体的な活動の色彩の強いイベントではないこと。

(2) 後援にあたっては組織運営委員会が以下の基準に基づき総合的に判断する

- ①企画趣旨や目的やテーマが本学会の趣旨や目的と関連するものであること。
- ②本学会の会員が登壇もしくは企画に関わるものであるかどうか。
- ③過去に後援を承認した実績のある主催者や機関であるかどうか。（初めての場合には、必要に応じて主催者や内容についてネット等で調査や確認を行う。）

(3) 後援以外の共催等については理事会が以下の基準に基づき総合的に判断する

上記（1）及び（2）に加え以下の基準についても検討する。

- ① 本学会員や賛助会員が登壇者や企画者としてかかわるイベントであるかどうか。
- ② 本学会のイベントの共催・後援・協賛を行うなど、交流実績があるかどうか。
- ③ 今後の相互交流が継続的に認められる団体かどうか。
- ④ 主催者が公益法人や一般社団法人や非営利法人であるかどうか。
- ⑤ 本学会の発展や会員にとってメリットが期待できるものであるかどうか。

5. 改正

本内規は理事会内規とし改正は理事会構成員の過半数をもって行うものとする。